



市役所の電話  
996-2111  
FAX  
995-7367

防災行政無線  
テレホンサービス  
0120-840-225  
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載した、市が主催するイベントなどについては、新型コロナウイルス感染の防止対策を講じたうえで開催します。なお、中止・変更になる場合がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 案内

**臨時休館**  
●八潮メセナおよび八潮メセナ・アネックス  
日5月2日(火)～5日(祝)  
問八潮メセナ ☎998-2500  
●やしお生涯学習館  
日5月3日(祝)～5日(祝)  
問やしお生涯学習館 ☎994-1000

**マイナンバーカードの一部手続きを停止**  
システム更改作業に伴い、一部手続きを停止します。  
日5月1日(月)～7日(日)  
因電子証明書の有効期限の更新、暗証番号初期化、転入・転居に伴う電子証明書手続き、氏名変

更など  
問市民課 ☎④426  
**八潮駅前交番裏喫煙所のリニューアルオープン**  
4月1日から八潮駅前交番裏喫煙所は、望まない受動喫煙を生じさせない場所とするため、従来のパーテーション型から、より分煙効果が高い密閉(コンテナ)型へ変更しました。  
**利用可能時間** 午前6時～午後10時  
問環境リサイクル課 ☎④285



## 八潮市国民健康保険の出産育児一時金の変更

4月1日以降の出産に係る出産育児一時金の支給額が50万円になりました。  
手続き方法など詳しくは、国保年金課または出産する医療機関などにお問い合わせください。  
問国保年金課 ☎④327

## 東京葛西用水路、八条用水路の通水

田植えの準備のため、通水します。幼児や児童が水路に近づかないよう、ご注意ください。  
日4月24日(月) 午前9時～  
問都市農業課 ☎④299

## 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間の延長および制度の終了

適用期間が、5月7日までに延長されました。申請方法については市ホームページをご覧ください。

るか、お問い合わせください。  
なお、傷病手当金制度終了のため、5月8日以降に感染した被保険者などは、支給の対象外になります。  
問国保年金課 ☎④327

## 公益信託高橋保藏八潮市交通遺児奨学基金

困次のすべてに該当する方  
▼市内に居住する方の子どもで両親または父母のどちらか一方が交通事故を起因として死亡し、残された遺児▼学校(幼稚園を除く)または専修学校の高等課程、もしくは専門課程に在学する方▼学資が豊かでない方  
**奨学金** 月額7,000円～30,000円 ※返還義務なし  
問三井住友信託銀行個人資産受託業務部公益信託グループ(高橋保藏八潮市交通遺児奨学基金申請窓口 ☎03-5232-8910)へ  
問教育総務課 ☎④361

**副市長の任命** 問総務課 ☎④248  
前田 秀明 氏 (任期 令和5年4月1日～令和9年3月31日)

**固定資産評価審査委員会委員の選任** 問納税課 ☎④331  
風口 朱子 氏 (任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

**教育委員会委員の任命** 問教育総務課 ☎④361  
木下 史江 氏 (任期 令和5年4月1日～令和9年3月31日)

## 狂犬病予防集合注射

狂犬病予防集合注射を実施します(雨天決行)。すべての犬は、年1回狂犬病予防集合注射を受けることが義務づけられています。集合注射に来られない場合は、動物病院で必ず予防注射を受けてください。  
問環境リサイクル課 ☎④235

実施日	時間	午前10時～11時30分	午後1時～2時30分
4月11日(火)		八潮北公園内北西側鉄塔付近	資料館駐車場
4月14日(金)		文化スポーツセンター駐車場	やしお生涯学習館南側駐車場
4月17日(月)		やしお駅前公園南側スペース(*)	ゆまにて駐車場
4月20日(木)		古新田保育所北側公園予定地(*)	やしお生涯学習館南側駐車場
4月25日(火)		大曽根西中央公園(*)	

(\*)の注射会場には十分な駐車スペースがありませんので、車での来場はご遠慮ください。

費3,500円(注射料金2,950円、注射済票交付手数料550円)、新規登録の犬は別途3,000円の登録料が必要。  
※つり銭のないように、用意をお願いします。  
※犬の登録は、狂犬病予防集合注射の会場または環境リサイクル課で行うことができます。また、登録している犬が死亡した場合は、環境リサイクル課へ連絡してください。



## 自転車利用時はヘルメット着用を

問交通防犯課 ☎④397  
改正道路交通法の施行により、4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。  
ヘルメットを正しく着用すると、頭部の大きなケガを防ぎ、命を守ることに繋がります。  
市では対象者を拡充し、市内在住のすべての方に対し、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。  
困申請日現在、過去1年以内に自転車用ヘルメット(通学用ヘルメットを除く)を購入した市内在住の方  
※本人または2親等以内の方が申請できます。  
因購入費用の2分の1(上限2,000円、100円未満切り捨て)  
定100人(申込順)※1人につき1回まで。ただし、前回申請から3年度経過すれば再度申請できます。  
必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

